

別表六(十)

「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十) 令八・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16	円
控除対象試験研究費の額の計算	2		当期税額控除可能額 (9) > 12% の場合	17	0.35
増減試験研究費の額の計算	7		当期税額控除可能額 (15)と(19)のうち少ない金額又は(別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」)	20	
増減試験研究費割合	8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	21	
試験研究費割合	9		当期税額控除額 (20) - (21)	22	
平均売上金額	10	円	前期繰越税額控除限度超過額 (19) - (20)	23	
試験研究費割合	11		繰越税額控除限度超過額 (29の計)	24	
割増前税額控除割合	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額又は(別表六(十)付表二「7」) (1) ≤ (7) 又は (7) = 0 の場合は 0)	25	
税額控除割合	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	26	
税額控除割合の計算	14		当期繰越税額控除額 (25) - (26)	27	
中小企業者等税額控除限度額	15	円	法人税額の特別控除額 (22) + (27)	28	

「22」欄
 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」
 ② 「区分番号」欄：「00689」
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

「27」欄
 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除
 (前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」
 ② 「区分番号」欄：「00727」
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額
 (注) 令和8年4月1日以後に開始する事業年度において
 生ずる控除しきれない金額が対象となります。

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29) - (30)
：	29	30	31
計	(15)	(20)	外
当期分	(15)	(20)	外
合計			